

## 舞川の里短期入所生活介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人東山愛光会が開設する舞川の里短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム舞川の里短期入所生活介護事業
- (2) 所在地 岩手県一関市舞川字堀切 7 2 番 4

### (従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名（嘱託）  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上（兼務）  
利用者の申込に係る調整、相談、助言及び技術指導を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（兼務）  
利用者の健康状態を的確に把握、各種サービスを利用するための必要な処置を行う。
- (5) 介護職員 4名以上（専任）、3名以上（兼務）  
入浴、食事、送迎を必要とする利用者への支援介助を行う。
- (6) 栄養士 1名（兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者の対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

- 機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名（兼務）  
短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (9) 調理員 必要数（業務委託）  
献立に従って調理等を行う。

(利用者の定員)

第5条 事業所の利用定員は、併設型10名、空床型3名とする。

2 専用居室は、1ユニット10人で全個室とする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、旧一関市、一関市東山町、平泉町とする。

(居室)

第7条 利用者の居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えるものとする。

(静養室)

第8条 事業者は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員又は看護職員室に隣接して設けるものとする。

(共同生活室)

第9条 利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とし、床面積は、二平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とする。

2 必要な備品類を備えるものとする。

(浴室)

第10条 事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に用介助者のための特殊浴槽を設けるものとする。

(洗面所及び便所)

第11条 事業者は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設けるものとする。

(機能訓練室)

第12条 事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えるものとする。

(相談室)

第13条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護に供するための相談室を設けるものとする。

(その他の設備)

第14条 事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消防設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第15条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第16条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができるものとする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第17条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者については把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載するものとする。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第18条 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援するものとする。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行うものとする。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、

漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図るものとする。

#### (短期入所生活介護の内容)

第19条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助

#### (食事の提供)

第20条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援するものとする。

#### (相談及び援助)

第21条 事業者は、常に利用者的心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

#### (機能訓練)

第22条 事業者は、利用者的心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

#### (健康管理)

第23条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

#### (その他のサービスの提供)

第24条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行うものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

#### (利用料及びその他の費用)

第25条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者に支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。ただし、一関市介護保険サービス利用者負担等の減免に関する要綱に基づき、社会福祉法人等の利用者負担減免（生計困難者に対する減免）措置決定者については軽減するものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
  - (1) 第6条に規定する実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに25円とする。
  - (2) 利用者が支払う食費及び滞在費は、重要事項説明書によるものとする。
  - (3) 理美容代 実費
  - (4) 利用者が選定する特別な食事の費用の額は、予め利用者の選択により外食、注文食、行事食などの通常の食事の提供に要する額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額とする。
  - (5) その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### (利用料の変更等)

第26条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

#### (喫煙)

第27条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限る。なお所定の場所以外は禁煙にご協力を頂くものとする。

#### (飲酒)

第28条 飲酒は、施設内の所定の場所並びに所定の時間に限り行うことが出来るが、それ以外の場所及び時間は禁酒にご協力を頂くものとする。

#### (衛生保持)

第29条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の

保持にご協力頂くものとする。

(禁止行為)

第30条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第32条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第33条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うものとする。

2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務体制及び質の確保)

第34条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

2 事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第35条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はそ

の家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表するものとする。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表するものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第36条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関地区広域行政組合に通報するものとする。

#### (緊急時の対応)

第37条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

#### (事故発生時の対応)

第38条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにするものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではないものとする。

#### (非常災害対策)

第39条 非常災害対策に備えて、消防法施行規則に規定する消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### (地域との連携)

第40条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力をを行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第41条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第42条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第43条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。